

静労基発 0331 第 4 号の 2
令和 7 年 3 月 31 日

関係行政機関・団体 御中

静岡労働局労働基準部長



令和 7 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

静岡県内の建設業における死亡労働災害については、現在のところ令和 6 年が 6 人と、県内全業種の死亡者数 25 名のうち約 24%を占めており、引き続き予断を許さない状況にあります。

令和 6 年の建設業における死亡労働災害について分析したところ、死亡災害の現場規模のすべて（交通事故関連を除く）が 10 人未満の小規模現場であること、事故型別では墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害、はさまれ・巻き込まれ災害といった災害発生リスク管理が重要である作業態様において発生していることが判明し、元方事業者と関係請負人が各々の役割に応じて適切にリスクアセスメントを実施し、施工計画、作業計画、作業手順等を定め、これらの計画等に基づき作業を実施する等の安全衛生管理の向上が課題として浮かび上がりました。

静岡労働局では、機動的に現場安全衛生の遵守徹底等の指導等を引き続き実施してゆくと共に、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、関係法令の周知啓発、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく措置の的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところです。

第 14 次労働災害防止計画（令和 5 年度から令和 9 年度まで）の 3 年目を迎え、最重点課題のひとつである建設業における死亡災害の撲滅をはじめとした計画目標達成に向けた取組を引き続き行ってゆくところ、令和 7 年 3 月 28 日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長、労働衛生課長、化学物質対策課長連名で国土交通省及び農林水産省の関係部局あて要請文を發出しております。

つきましては、当該要請文及び要請文の別添「令和 7 年度の建設業における安全衛生対策の推進に係る留意事項について」を静岡労働局ホームページ専用サイ

トアドレス (https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi)
に掲載いたしましたので、これを傘下の会員等に周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜れますよう御協力をよろしくお願い申し上げます。